

第 31 期  
東京都青少年問題協議会  
第 1 回専門部会  
(若者支援部会)

平成 29 年 5 月 30 日 (火)

○青少年対策担当部長 お待たせいたしました。ただいまから東京都青少年問題協議会第1回専門部会（若者支援部会）を開催いたしたいと存じます。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催する形としております。本日、現時点でご出席していただいております委員の方は5名となっております。必要な定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

また、本専門部会は全て公開となっております。議事録についても総会と同様の取り扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の資料を確認いたします。

お配りしたものは、次第の次に、資料1-1から資料の3、最後に部会名簿を配付しております。また、参考に、「若ナビ」、「ひきこもりの問題を抱えるご家族の方へ」のリーフレットをお配りしておりますので、ご覧ください。

資料に不足等ございませんでしょうか。

続きまして、委員の方々を紹介させていただきます。

井利由利委員でございます。

河野久忠委員でございます。

古賀正義委員でございます。

土井隆義委員でございます。

村上高信委員でございます。

なお、坪井節子委員におかれましては、本日ご出席の予定でございますが、こちらのほうへの到着が少し遅れていらっしゃいます。また改めてご紹介をさせていただきたいと存じます。

また、岡田貴子委員につきましては、本日ご欠席のご連絡を受けておるところでございます。

また、本日は、部会のオブザーバーとして東京都の関係部署の方にもご出席をいただいております。紹介をさせていただきます。

教育庁指導部指導企画課長、建部豊様。

産業労働局雇用就業部若年者就業推進担当課長、小澤力様。

警視庁生活安全部少年育成課長の代理で、少年相談担当課長代理の藤井様にもご出席して

いただいております。

なお、福祉保健局総務部企画政策課長の齋藤善照様にもオブザーバーをお願いしているところでございますが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、審議に先立ちまして、東京都青少年・治安対策本部長の廣田より挨拶申し上げます。

○青少年・治安対策本部長 委員の皆様には、先ほどの総会に引き続き、大変お忙しい中、この第1回の若者支援部会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。皆様には本日より、ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応についてをご審議いただくことになっております。

ご案内のように、児童虐待、いじめ、有害情報の氾濫など、子供・若者をめぐる環境の悪化に加え、ひきこもり、ニート、非行など、子供・若者の抱える問題は複雑化・深刻化しております。内閣府が平成28年2月に策定しました「子供・若者育成支援推進大綱」におきましては、このような社会生活を営む上で困難を有する子供・若者を支援するためには、年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」と、関係機関等が有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる必要があるとされております。東京都といたしましては、各市区町村と一体となって地域の様々な関係機関のネットワークを活用し、社会的自立に困難を有する若者への支援を重層的に展開していきたいと考えております。皆様には、その在り方や具体的な方策について、それぞれの専門分野やお立場からの知見を踏まえて、ぜひ忌憚のないご意見、ご提案を頂戴できればと考えております。

限られた時間ではございますが、精力的なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○青少年対策担当部長 ありがとうございます。

それでは、坪井節子委員がご到着されました。改めてご紹介させていただきます。坪井節子委員でございます。

○坪井委員 遅くなりまして、失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○青少年対策担当部長 それでは、この後の進行につきましては古賀部会長のほうにお願いしたいと存じます。古賀部会長、よろしく願いいたします。

○古賀部会長 それでは、ご紹介いただきました古賀ですが、引き続き進行させていただきます。よろしく願いいたします。

今の本部長のご挨拶にもございましたけど、今回はひきこもりとかニートとか非行とか、さまざまな社会的自立に困難を有する若者を相談支援していこうということの課題、その対応の仕方について様々な分野の専門の有識者の皆様にお集まりいただいております。先ほども出たんですが、「連携」という言葉があるんですけども、その言葉で簡単に片づけられない実務的な実際の相談体制といわれるものが必要とされていると思いますので、ぜひ忌憚のないご意見を出していただければなと思っております。

ということで、では次第に従いまして進行させていただきます。

次第の4、付託事項の説明について、事務局のほうからお願いいたします。よろしくお願ひします。

○青少年課長 それでは、説明をさせていただきます。資料の1-1、1-2をご覧ください。

資料1-1は付託事項が書かれています。資料1-2に従いましてご説明させていただきます。

総会の際にもご説明致しましたが、再度説明させていただこうと思っております。資料1-2、社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応についてということでございます。

まず、現状をご覧ください。

近年、少子高齢化、情報化、国際化などの進展により、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する子供・若者のもつ背景が、これまで以上に複雑化し、問題が深刻化してございます。このため、都では平成27年8月に東京都子供・若者計画を策定し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図ってきたところでございます。

下段をご覧ください。

都本部では、今年度開設した東京都若者総合相談センターにおきまして、広く若者やその家族等からの相談につきましてワンストップ機能を果たし、若者の就業・就学等、円滑な社会生活に向けて適切な支援機関につなぐという役割を担おうと考えてございます。既に設置してございます東京都子供・若者支援協議会の支援ネットワークを活用しながら、区市町村における支援ネットワークとも連携することにより相談対応の充実を図る予定でございます。

このような取組状況を踏まえ、都の状況もご紹介させていただきながら、ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する子供・若者に対する相談支援の課題と対応につい

てご審議いただきたいという内容の付託でございます。

続きまして、東京都の子供・若者自立等支援に関する取組につきまして、西村よりご説明させていただきますと思います。

○若年者対策担当課長 若年者対策担当課長の西村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私から東京都の子供・若者自立等支援に関する取組について、ご説明させていただきます。資料の2-1をご覧ください。

平成22年4月に施行されました子ども・若者育成支援推進法に基づきまして、都では、平成26年3月に子供・若者支援協議会を設置するとともに、27年8月には東京都子供・若者計画を策定いたしました。

今年度の事業展開としましては、①の東京都若者総合相談「若ナビ」と②の非行少年等立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぼ」について統合いたしまして、東京都若者総合相談センターを開設し、相談機能の拡充を図ってまいります。従来の電話相談、メール相談に加えまして、新たに来所相談を開始し、若者やその家族等の状況を十分に把握することによりまして、適切な支援につないでいきます。また、非行専門の相談員を配置するなど、非行歴のある若者の自立も後押ししていきます。

続きまして、③の東京都ひきこもりサポートネット事業です。

ひきこもりの本人や家族を対象とした相談窓口として、国のひきこもり地域支援センターに位置づけられております。平成26年6月からは、電話相談、メール相談に加えまして、区市町村を一時受付窓口とした訪問相談を実施しております。今年度からは区市町村におけるケース検討会議を実施しまして、地域の関係機関の連携を強化するとともに、ひきこもりサポートネットの専門的ノウハウの還元を図ってまいります。また、地域で支援を行う人材として「ひきこもりサポーター」の養成を行いまして、区市町村での活用を促してまいります。

続きまして、④の東京都若者社会参加応援事業についてですが、都のプログラムに沿って支援事業を実施するNPO法人等の民間支援団体につきまして広く周知を図るとともに、研修等を実施しまして支援を行っております。

続きまして、⑤の東京都子供・若者支援協議会についてになります。

都と区市町村との連携を強化するため、今年度からは、協議会の構成員に新たに区と市の代表者、これは部長級の方になりますが、加わっていただきます。また、これまで①の若ナビ、②のぴあすぼ、③のひきこもりサポートネットの相談事業ごとに設置されてきました連

絡会議を統合しまして、子供・若者支援協議会の下に連絡調整部会を設置しまして、支援事例の共有等、関係機関の連携強化を図っていきます。

続きまして、⑥の子供・若者自立等支援体制整備事業についてですが、区市町村に対する財政支援となっております。補助対象となる事業につきましては、区市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置、子ども・若者計画の策定、相談体制や支援事業の整備となっております。都としましては、区市町村における体制整備に向けて、様々な機会を通じて区市町村に対してこの補助事業の活用を働きかけております。

次に、⑦の普及啓発、人材育成等ですが、記載されていますとおり、地域の支援者や区市町村の職員を対象とした研修等を実施しております。また、ひきこもりに関する講演会・合同相談会ということで、ひきこもりの問題を抱える若者やご家族向けに、学識経験者からの講演とひきこもり支援を行う民間支援団体や公的支援機関による相談会を実施しております。今年度は、今週の土曜日、6月3日に開催予定となっております。

東京都におきましては、これらの事業を展開することによりまして、今後の方向性として都と区市町村が一体となって地域の実情に応じた支援のネットワークを構築し、社会的自立に困難を有する子供・若者等への切れ目のない支援の充実を図っていきたいと考えております。

それでは、続きまして、資料の2-2をご覧ください。

区市町村子供・若者支援体制整備に向けた総合的な推進について、これは先ほど説明させていただきました都や区市町村、関係機関のネットワークについて図示したものとなっております。図のほうを見ていただきますと、福祉、ひきこもり、保健・医療、教育、雇用、矯正・更生保護等の様々な関係機関が構成機関ということになっております。

先ほど本部長の挨拶の中でもありましたが、年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」と、関係機関等が有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる必要があるという話がございましたが、若者の状況に応じて様々な支援機関が連携して対応していくことが重要だと考えております。このようなネットワークの構築に向けましては、都の子供・若者支援協議会だけではなく、区市町村においても協議会の設置を促進していく必要があります。都においては区市町村に対する財政支援も行いながら区市町村における体制整備を推進しております。新たに開設する東京都若者総合相談センターや東京都ひきこもりサポートネットにおきましては、この協議会の有機的なネットワークを活用し、若者の

円滑な社会生活に向けて適切な支援につなぐ役割を担ってまいります。

本日の若者支援部会におきましては、社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援の課題と対応策についてご審議をいただくこととなりますが、切れ目のない支援を行うために「縦のネットワーク」と「横のネットワーク」を機能させる必要があるということで、区市町村や関係機関の連携のあり方について十分ご検討いただきまして、今後の都の施策展開につなげてまいりたいというふうに考えております。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いたします。私からの説明は以上でございます。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

前回、この青少年問題協議会では子供・若者計画をつくったところですが、その具体的な展開、また実際、都としても既に相談窓口のところは開設しようとしている動きかと思っておりますので、実務的なことがここで話せばいいかなと思っております。

それでは次に、次第の5の意見交換に移りたいと思います。今回のこのテーマをざっと見ていただいた上で、各先生方の、各委員の皆さんのご所見を伺いたいと思います。初回なので、委員の先生方だけでなくオブザーバーの皆さんからも数分程度の簡単なご自身のご専門とご活動などを踏まえたご意見を頂戴できればなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、井利委員からお願いしていいですか。よろしくお願いたします。

○井利委員 よろしくお願いたします。井利と申します。

私は、公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブというところでひきこもりの支援を30年近くやってまいりました。現在、世田谷区から若者総合支援センターというところで「メルクマールせたがや」という委託事業を受けておりまして、そのほかに文京区、台東区等から委託を受けているという状態でやっております。行政との関係というのは、ここ本当に3年ぐらい前からというところなのでまだまだよく分からないところがあり、どういうふうに官民がうまく連携していけばいいのかなということを常々悩みながらやっているところでございます。

私のお話は、ほぼ30年近くになっているひきこもりで悩んでいる若者たち、それからご家族の方たちから色々聞いた声、そういったものからここで色々な提言ができればと思っておりますので、現場の声という形で聞いていただければというふうに思います。

若者支援というところで30年近くやってきて、ますます複合的、複雑になっている中で支

援をしていかなければならないということを強く感じております。何らかの精神疾患を持っていて、でも病気とも言えないし、かといって週5、9時－5時で働くかといえばそれはできないといったようなグレーゾーンの若者たち、どうしていいかわからない、どこへ相談に行ってもいいかわからない若者たち、それから生活困窮の問題、それから家族の機能不全の問題といったものが複合的に絡まって生きづらさを抱えている若者たちだと思えます。

何よりも本人たちが、蔓延している能力主義というか、自分ができないのは自分の責任だという自己責任感を持ってどこか諦めているような感じで、何か生きていくのさえ大変だといったような若者たちと多く接してきました。そういった方たちを支援していくに当たって、生活困窮、家族の問題、それからそういった精神疾患の問題と複合的にありますので、それを民間では一手に引き受けてきたような状態だったと思えます。それは、でももうとてもやりきれないというところで行政の力を借りて、これは市区町村と一体になってやっていかなくちゃならないということを強く感じて、私たちのほうからもぜひ一緒にやらせてくださいという形をお願いしていった経緯があります。

そういう中で、今、行政の中でやっているわけですがけれども、縦割りというところがまだあります。精神疾患の人はこことか、就労支援はこことかといったような形でのまだまだ縦割りのところをどういうふうに横串を刺していくかというところで、特に世田谷区では若者総合支援センターということで若者支援協議会という会議がありまして、その指定支援機関という形に今、茗荷谷クラブがなっているんですけれども、不登校・ひきこもり支援部会と、それからひきこもり就労支援部会という二つの部会の事務局、それから運営ということをやらせていただいております。そういう中で、今、官民の連携というところが一つあると思えます。民間の知見というかそういったものをまだまだ行政と対等にやれているかといったらそうでもないかなという率直な感想があります。

それと、ひきこもりの方とか今現在の若者たちというのが、どういうことで悩んでいてどういうふうになっているかということ、まだまだ知ってもらえていないなど。ひきこもっている若者たちというのは、いろんな若者たちがもちろんいるんですけれども、就労しなくちゃいけないと思っているんですけれどもできない、行かなくちゃと思っているけど行けない不登校の方たち、それから非常に真面目な方たちが多くて、規範意識が物凄く強いんですね。こうでなければならぬという規範意識が強いがためにむしろ動けなくなっている方たちというのが非常に多い、そういったことを知ってもらうこと、彼らの声をどういうふうに伝えて

いくかということが、ここ最初の一、二年は本当にそれに力を注いできたんですけども、まだまだ力及ばずというところもあるかなと思っています。そういう意味では、やはり事例の積み重ねをしていくことによって支援部会とかそういったところで連携をとっていくということかなというふうに思っております。

課題になっているのは、まず先ほども古賀部会長のお話もありましたが、連携ということなんですけども、これが非常に、連携とは何かというもう根本的なところからなかなかすり合わないんですね。連携とリファーは違います。リファーというのはどこか顔が見える、顔が見える連携はとりあえずはできてきたんですけども、そこへ送って行ってというリファーすればいいという、そういうものではないんですね。行ったり来たりしながら、あるいは役割分担をしながら、チームでもって共同で支援をできるという状態をどうやったらつくれるのかなというのが大きな課題になっているかなというふうに思います。

それから、もう一つは早期支援です。非常に今問題になっておりますように、40代以上のひきこもりの方が増えています。やはり、予防という意味でも早期支援が非常に必要だと思っています。

メルクマールでの統計によりますと、ほぼ7割の方が不登校経験があるんですね。不登校経験があって、そのまま不登校のままひきこもっているという方ももちろんいらっしゃるんですけど、多くは中学を卒業した時点で何らかの進路が決まっているんです。なので、そこで多分切れていると思うんですね。進路が決まっているんですけども、入学式に1日行ってもう行ってないんですとか、それから高校に行ってはいたけども単位制とか通信でほとんど心情的にはひきこもりでしたとか、あるいは、友達があまりいなかったけど高校を何とか卒業したけれども大学で行けなくなった、あるいは就労でつまずいたといったような方たちがたくさんいるというところで、やはり中学卒業後の切れ目のない支援をどうやってやっていくかということが非常に大きな予防になってくるかなというのが一つあります。

早期支援と、それから早期支援のためのネットワークづくりをどういうふうにしていくかということをして市区町村と一緒にやっていかなければならない、その仕組みづくりということと、それから本当の意味での連携って何なんだろうかというところで、本人不在の連携であってはならないし、本人のための連携というのはどういう連携なんだろうかというところをもう少し詰めていく必要があるかなというふうに思っています。

課題は山積みですので、どこまでどういうふうにと考えていますが、現場の声としてぜひ

聞いていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

もういきなり核心的な部分をお突きになりまして、グレーゾーンを含んだ複合的課題、リファーと連携は違うこと、この辺はもう非常に難しい問題を含んでいるかと思います。

じゃあ次に、この問題に関連するかと思いますが、河野委員にお願いいたします。

○河野委員 青少年自立援助センターの河野です。よろしくお願いいたします。

うちの団体は、西の端っこの福生市でもう 40 年ほど活動をしております。もともと不登校・ひきこもりの支援をやってきました、ひきこもりなんでなかなかご本人が出てこられないというような状況で、もう初期からアウトリーチをかけていくような訪問型のものをしております。あと、もう一つ特徴としては、宿泊型の施設もあります。近隣の方は通所で来たりとかしますけど、宿泊で、人間関係の部分とかも含めてですけど、就労支援、就学支援、まとまって体験してもらうような。

最近、悪徳支援団体みたいなのがちょっと話題になっていて、その辺、悪徳とそうじゃないところの違いみたいなのははっきりさせていく必要があるのかなというところはあるんですけども、そういうので僕も現場からの話になります。大切なポイントを今、井利先生がかなり言ってしまったんで、同感なところは多いんですけども、今回この中で地域の連携とかネットワーク、僕らも自治体と連携しながらやっている事業とかもあるんですけども、その自治体の中でも関係者会議とかそういったものを開かれはするんですけども、なかなか有効に機能していないというのが実際です。

昨日もとある自治体でお話ししていたんですけど、やっぱりまだまだ縦割り感というか、特に今ひきこもりの問題というのが困窮者の中に支援の部分が入って行ってしまって、どっちかという福祉よりの視点で見られるような流れになってきてしまって。ちょっと前であれば割と保健所が窓口になっていたんですけど、なかなかその保健所がひきこもりの方とかを受けてくださらないような状況に、偏りはあるんだと思うんですけども。そういう状況で、我々も自立支援型でやっているんで、医療とかそういう部分での対応はできないので、中にはやっぱり医療的な視点を持って対応していただかなくちゃ困るというようなケースも出てきて、先日もそういうので保健所に親御さんとともに相談に行ったんですけども、もうちょっとはなから、できれば家に来て見立ててほしいなと思うんですけど、すごく行きたくないオーラを出されてしまって。

言われることは、ひきこもりの方々というのは、先ほど井利さんもおっしゃっていましたが、真面目な、もともと元気のない方たちなので、暴れたりとかそういうことはしない状況で、家でおとなしくこもっているのであれば、そのまましばらく見守ってあげればいいんじゃないですかねというふうに言われて、本来であればそう言われ続けて30、40、50とかという年齢になってきているのが実際なんですけど、ただ、いろんな形でアウトリーチかけている団体があると思うんですけど、やっぱりしっかり見立てて状況とかを確認していくとかなり精神的に危ういなと思う方もいらっしゃいます。そういう方たちにどう対応していくかとなれば、やっぱり横の連携って本当に必要です。ただ、実際のところ、どこに相談していいのか、保健所を頼りに行けばそういう対応になってしまったりとか、精神保健センターはなかなか医療につながりにくい方向けのアウトリーチのチームとかもつくっているんですけども、地元の保健所から上げていただかなくちゃいけない、そこで「これはだめだ」という話になってしまうともうそこで途切れてしまうんですよね。親御さんも諦めてしまって、もうどこに相談に行っても無駄だというので淡々とひきこもっている状況を見守り続けていくということが起こってしまう。

そこでもう一つ、先ほど出た悪徳かどうかは別として、割と強制力を強く働かせるような団体というのが出てきて、行政とかそういうところがやらないからしょうがないから我々が連れていっちゃうんだと、この子はちゃんと見張ってないと何をするかわからないから監禁しているんだという、どこもやらないからしょうがないんだみたいな形で、それで過去いろんな団体が事故あるいは事件を起こしてきたという、そういう歴史的な背景もあるんで、まさにこの部分でいうとその辺のひきこもりの理解というのも少し深めていただいて、振り幅が本当に広くないとだめなんで、あくまでもひきこもりって現象を表しているだけの言葉だけなんで、医療的な視点から就労の部分まで。

正直、最近でも40ちょっとの年齢の方なんですけど、中学不登校で高校も中退して、それからずっと40過ぎまで見事にひきこもっていて、たまたま親御さんも困窮して、困窮の窓口に相談に来て、そういう息子さんがいるというのをキャッチして我々が関わったんですけど、でももうそれだけのブランクがあいて何かしらあるのかなと思うと精神の問題とか特に何もなくて、1年かけて基礎的な自立支援のプログラムを体験していただいて職場体験とかもいろいろしていただいて、今は、たまたま運も良かったんですけど、医療機関で就職できるような、給料は安いんですけど、介助、介護の補助みたいなものにつけて淡々と働いていて。

だから、それがあまり福祉的なほうだけで見られてしまうと、福祉的なモデルでそこまですなれば発達障害とかとの差みたいなものも見えづらくなってしまいうんで、精神の専門家だけが診ていってしまうと福祉モデルで医療的な形で障害者の就労でというほうに傾いていってしまうような、そうなるともともと持っている本人の力を伸ばせないような状況にもなりかねないんで、できれば広い視点を持って、できれば細かく医療から就労のところまで幅広い方たちに関わっていただけるようなシステムづくりというのをしていく必要があるかなという。そういう結構幅広い問題なんで、困窮の問題も出てくれば、この中には非行というのも入っていますけど、割と元気というか、若干、発達障害とかで家庭内暴力みたいなもので医療少年院とかに送致されていってしまって、帰順先がなくてそのまま留め置かれてしまっているというそういうケースとかも結構多く出てきています。非行といっても昔のバリバリ暴れているようなのはまたちょっと質が変わってきている部分もあるのかなという、そういうのも含めてひきこもり・ニートの問題というのはあると思うんで、ちょっといろんな角度からこの会の中で話し合いができて有効な施策ができていければいいかなというふうには考えています。

僕も、だから現場的なところから発言していくしかないんで、多少もしかしたら、保健所の話をしても保健所の悪口みたいになっちゃうかもしれないんですけど、実際はシステムの問題だと思うんで、その辺いい流れが組み立てていければいいかなというふうに考えております。そんなところでこの後お付き合いいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

いろんなフレキシブルな方法論を選択可能にするということが一つ、アウトリーチをされている方々からもやっぱり大変重要になってくるんだと思います。

じゃあ、次はちょっと立場がやや違うところにいって、坪井委員のほうからお願いします。

○坪井委員 私も、今、井利さんや河野さんがおっしゃったようなところと非常に共通のテーマになるなというふうに思っています。私自身が一番関わっているのがティーンエイジャーの子供たちで、機能不全家庭から家にいられなくなって出てきてしまって、そして多くの場合、不適切養育や虐待を背景として様々な困難を精神的にも抱えてしまっているし、身体の上でも抱えているし、教育の面でも抱えているし、それから非行という形でも抱えているしという、そういうティーンエイジャーの子供たちの支援のところの現場にいます。その現場

からの問題提起として、横の面での連携の大切さ、しかも特に地域での横連携、東京都という大きい規模になっていく場合の連携というのもあると思うんですが、やはり子供の支援となっていくと、地域の中でどんな支援団体がありどんな活動をしていて、行政は何ができてというような、地域での横での情報が物凄く必要だということを実感しています。医療もそうだし、それから福祉もそうだし、学習支援もそうだし、就労支援もそうだし、それについて精神障害に関して、発達障害について、知的障害について、それぞれもう様々な活動が実はある。私たちの知らないこともいっぱいあって、ケースがあるたびに探し回ると、「うわ、こんな活動があった」みたいな感じで広がっていくんですが、こうした地域の中での様々に活動されている方たちのネットワークというか情報共有の場というのが本当に日ごろから必要になっていて、その中で今回はこの方たちと一緒にやれないかというような組み合わせをつくっていくという意味では、市区町村が軸になったこの情報というものの連携ができる場というのはとても大切だなと。

それも、ただ代表者会議で顔を合わせているということもすごく大事だと思っているんですけど、そういうところがあるということを知るだけでも重要なんですが、知らない情報を一気に情報集約だけしてくれるような人がいて、その人自身は現場の支援をしていなかったとしても、こういうニーズがあったらこういう活動をしている団体がありますよとか、行政の窓口には今こういうシステムがありますよというようなことを紹介してくれるようなコーディネーターが地域にいたらすごく助かるなというふうに思っています。

具体的な例としてはまたいつかお話をさせていただこうと思いますが、こういうニーズが欲しいと思っているんだけど、どこに支援団体があるのかわからないという、そういうことがとても多いので、まずその地域での情報共有、そしてそれをコーディネートできる人がいたらなというのと。それと、縦の連携といいましても、子供たちがどんどん成長し、二十歳になり、25になり、30になっていくんですね。児童福祉の枠内にいるときにはまだ私たちの知識情報はかなり蓄積されてきているんだけど、彼女、彼らが家族のもとに帰れないまま成人になっていった後の支援というのがすごく手薄になってしまって、一体、成人になったこの人たちが本当に社会人として自立していくまでにどんな支援がこの世の中にあり、どこへつなげていけばいいのかというのはすごく本当に困っています。先ほどおっしゃっていらっしやいました縦の連携として、「切れ目のない支援」という言葉では言えるんだけど、現実に一体誰にこの人を次に託していけばいいのか、あるいはその人が成人になって困ったと

きにどこにまた相談に来ていいか、私たちもカリヨン子どもセンターというところなので、カリヨンにみんな成人になってからもまた結局相談に来て、私たちの少ない情報の中でどこへつなげたらいいかとやらざるを得なくなるわけですが、そういう成人になっていってもやはり支援をどこにつなげるかと、横の連携と縦の連携というのが現場で非常に必要とされているというのを感じています。

そして、その活動をしていく連携の中で、先ほど井利さんから出ていました、本人たちが何を求めているかということを見聞せずしての連携というのにはあり得ないので、その意味で現場の私たちなんかは家から逃げてきた子供の話はわかるけど、例えば家でひきこもっている人はどんな支援が欲しいと思っておられるのか、そういう本人たちがどんな支援があれば社会の中でせつかくつかんだチャンスを離さずに次へ行けるのかという、このあたりのニーズを本人の言葉から聞いて、その支援、ニーズをみんながきちっとして、それぞれ役割分担して一人の人をみんなで支えようという理念が、きちんと共有されていく連携というんですかね、いろんな思いはそれぞれ、だから活動目的は違っているとは思いますが、本人たちを真ん中にした理念の共有というようなことが実現していく連携が欲しいなど、そんなことを感じております。

以上です。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。その本人のニーズに応える問題解決型のネットワークというのなかなか大変なんですけど、でもそれに踏み出したいということは非常にわかります。

それでは続けて、土井委員、お願いいたします。

○土井委員 土井と申します。

私は現場を持っている人間ではないのですが、専門はそもそもは犯罪社会学を専門としてやってきました。ただ、先ほど河野さんも若干おっしゃっておられましたけども、近年、暴れ回るような少年たちは減っていて、少年刑法犯、人口比で見ても激減ですし、成年層の刑法犯も減っているわけですね。そういう意味では、私自身は飯の種はもう今干上がった状態、というのは冗談ですけども、高齢者の刑法犯は漸増ですので問題は今そっちに移っているわけですが、若年層でも当然ながら問題の質がもう変わってきているように感じます。

刑法犯のようなものの背景には社会に対する不満といったものがかつてはあったと思えますけども、今そういう不満を抱えている若者たちは減っているように感じます。それはいろ

いる調査をやっているにもかかわらず統計的に表れてきているように思います。先ほど井利さんもおっしゃっていたように、いわば自己責任感が強い、言ってみれば、もういろいろ困難を抱えていてもそれを例えば社会のせいにしてたりとか地域のせいにしてたりとか、あるいは家族のせいにしてたりとかしない、自分の問題として引き受けてしまうという、したがって社会のせいにしていないわけですからそこでは不満は生じてこないわけですね。あるいは、これも先ほど井利さんがおっしゃっていましたが、規範意識も非常に強い人が多いので、何か困難に陥ってもそれは自分の問題として捉えてしまう。貧困、あるいは坪井さんがおっしゃったような虐待の問題も抱えている若者たちはいるわけですが、それを周りのせいにはしないわけですね。そうすると当然そこでは不満は生じないわけですから、そういう不満に根差したいわゆるアクティグアウトな表に出てくるような形での問題行動は確かに統計的に減ってきているように思います。

ただ、裏では質は大きく変わっていて、確かに不満に根差したような問題行動は減っているように見えますが、裏では逆に今度は不安に根差した、不満ではなく不安に根差したいろんな問題行動が出てきているように思います。これは不満とは違ってアクティグアウトな行動としては出てこないけども、いわば問題行動が内在化した、潜在化した形で典型的な非行のような問題も、あるいは自傷行為もそうですけども、そういった問題行動の内閉化という現象が私には見られるのではないだろうかというふうに感じています。これは他人を傷つける行為ではないのでなかなか問題として表れてきづらいところはあるのですけども、やはりこれもちゃんと調査をやってみるとかなりの数で、自傷行為をやっている若者もそうですけども、存在をしているわけですね。

こういう若者たちの問題を考えるときに、やはり今回のテーマである社会的な自立という問題にどう結びつけていくかというのが大きな問題だろうと思っています。かつての不満に根差した非行少年というのは、ある意味社会的には自立をしていたわけですよね。何をもちて自立というかですけども、グループを組み、ある意味では社会に対峙をするという意味では自立をしていたわけですけども、今そういう意味で他者となかなかつながることが困難である、何らか自立をしていきづらい若者たちが潜在的には増えているように思います。これは、もちろんそうは言っても、減っているとはいえ刑法犯はゼロではないわけですから、一部にはいるわけで、そういう若者、少年たちを見ていても感じることもあります。例えば少年院に入っている、入所している少年たちの調査をやってみても、これは古賀さんたちと一

緒にやった調査なんですけども、かつてのような集団処遇が非常に困難です。したがって、個別の処遇をしていかないといけない。確かに少年院に入所してくる少年の数は減ってきているけれども、しかしその保護教官の仕事は決して楽にはなっていない、それは集団処遇が出来ないからですね。個人個人が個別の問題を抱えているので、個別に対応していかないといけないという今事態になってきているわけですね。

そういった少年たちの、これも調査をやってみると、例えば自分が非行に走った原因は何だろうかと、それを聞いた調査をとってみますと、これは少年院が全数調査を行ったことがあるんですけども、見てみると、一番に上がってくるのは友人関係なんですね、やっぱり友人関係で引きずられてという形ですから。2番目に上がってくるのが、自分の生まれつきの性格ということが上がってくるんですね。これが先ほど申し上げた自己責任感とつながっているように思うんですね。つまり、何かのせいではなくて自分がそういう人間だからこういうところに来てしまったんだというふうに自分を責めるというんでしょうかね、そういう子供・若者が目につくんですね。

この見方をどうやって変えていかないといけないんだろうかというのが私の大きな今問題ではないかなと思っています。支援に際して連携をしていくときに、その連携の場にどうやってそういう内閉化した当事者たちを引き出してくるのか。ただ待っていただけでは出てこないわけですよ。それは不満がないわけですから、自分が悪いと思ってこもっているわけですから、そういう当事者たちをどうやってこの支援の場に引き出してくるべきなのかという、このリーチの問題が私はこの支援を考えるときに今大きな問題となってきているのではないなというふうに思います。

あと、もう一点つけ加えて言うならば、もちろん刑法犯はゼロではないわけで、減ってはいますが、今大きな問題となっている再非行、あるいは成人の場合ですと再犯の問題ですね。これも、再犯者あるいは再非行者の数自体は減ってはいるんですけども、初犯に比べると減少率が鈍いので、率をとった場合には再非行者率・再犯者率は上がってしまっているわけですね。この問題を考えるときに、なぜなかなか初犯ほど再非行少年、あるいは再犯成年の減り率は鈍いのだろうかと考えたときに、私はこれもやはり、先ほどちょっと井利さんがおっしゃった規範意識の高さというものがあるように思います。それは、この社会の受け入れる側の規範意識の高さですよ。あいつらと俺たちは違うんだと、もう全く本質的に違う人間なんだ、一緒にいたくないと、こういういわば道を幸いにも踏み外さなかった若者・子供た

ちのこの規範意識の強い非常な高さが、一旦道を外した少年・成年に対して非常に排他的な視線を生んでいるように思います。一方、その排除された側はそれを自己責任として、自分の問題として捉えるわけですから、そこで悪循環にはまっていってしまう、そういう問題が私はこの問題にはあるのかなと思っています。

なぜ不満を抱えずに不安を持ってしまっただろうかと考えたときに、今の子供・若者たちが自分の人生に対して余り高い期待値を今抱かなくなっている。考えてみれば、不満というのは期待と現状とのギャップであるわけですが、そもそも高い期待を抱かないので現状が幾ら悪くてもギャップは余り生まれません、したがってそこに不満が生じなくなっている。むしろ、その自分が抱えているいろんな問題を自分が引き受けてしまって不安としてそれを捉えてしまう。今この当事者たちの、どうやって今シュリンクをしてしまっている期待値を上げていくべきなんだろうか、これが私は今後行っていくときの支援の根っこにある問題ではないかなというふうに思っています。私自身は現場を持っているわけではないのですが、いろんなアンケート調査、あるいは統計調査等を見ていて、今そういう問題を感じています。そういう観点からどうやってこの支援の場に当事者たちを引き出してきて、どうやって彼らの人生に対する期待値を上げていけるんだらうかという観点からこの問題についてアプローチをしていきたいと思っております。

以上です。

○古賀部会長 非常に重要なお指摘をいただきました。内閉化する問題というのは、ますますこのネットワークでの支援が難しいということでもありますから、ここをちょっと今後も検討したいと思っております。

それでは、村上委員のほうからお願いしたいんですが。

○村上委員 ただいまいろんな意見が出まして、私自身が大変勉強になるなというような気持ちで思っております。

私、3年前から今の仕事をしておりまして、特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構という大変長い名前でございますが、そこの常務理事兼事務局長を約3年前からやっております。それ以前は法務省にございまして、約40年間おりました。

先ほど、資料2-2のところではどんなことが私にできるのかなというようなことをちょっと考えたわけですが、資料2-2の中で、私、いわゆる更生保護、いわゆる法務省の中の法務局というところにおりまして、現場の保護監察所の保護監察官等をやりまして、

最後は全国に8カ所ございます地方更生保護委員会というのがございます。ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、いわゆる刑務所・少年院等に入っている者たちの仮釈放をするかどうか、いつ仮釈放するかということを決める機関でございます。そこで私は委員として4年間務めたわけでございますけれども、いろんな刑務所や少年院へ行って面接をして、この者を仮釈放するかどうかということを決めるわけでございますが、その際、面接の際に一番思ったことは、犯罪、非行をしたときにどういう仕事をしていたんだろうかということの詳細に聞くことにしておりました。そうしますと、ほとんどの者が仕事をしていると言っているが、それじゃあ週に何日ぐらい仕事をしていたのかというと週3日ぐらい、それじゃあその3日のうちの1日は何時間ぐらいか、二、三時間といったようなこと、それから中身についてはどういう仕事と聞くと、大体が友達の手伝いとかそんなようなことで終わっている子供たちが多かったというふうに感じております。そういう意味で、この平成十六、七年ごろに保護監察を受けていた者、もしくは刑務所を出た者が大きな犯罪を繰り返したわけでございます。

そこで政府がこの原因について調べなさいというようなことで、犯罪ですから法務省に調べさせたわけでございますが、その3/4以上が就労していなかった、今のような、私が申し上げたようなことであったということがわかったものですから、それでは就労に力を入れればどれぐらいの効果があるんだろうかということで、法務省と厚生労働省が連携をいたしまして就労支援というものを平成18年から始めたわけでございます。いろんな措置を行ったわけでございますけれども、大きな進展といたしましうか、なかったというふうに私は感じているわけでございます。そこで、やはりこういう地域における犯罪というものは、地域もしくはいろんな人たちがかかわって阻止していくものであろうということございまして、そこででき上がったのが今私がおります就労支援機構でございます。これは平成21年の1月に全国に機構ができ上がりまして、平成21年の8月に私どもの東京都就労支援機構というものができ上がりました。

現在どのような仕事をしているかということでございますが、まずは、先ほど言いました刑務所・少年院等を出てきた者について、やはり再犯に陥る可能性が高い無職というものをいち早く解決していかうということで、この無職の者を何とか早期に就労させようということで保護監察所等々と連携をいたしまして、いわゆる犯罪や非行をした者でも雇ってくれるよということでもある協力後援者と申しますけれども、ここにお願いをしたり、もしくはハ

ローワークと連携をしてそういう者でも雇用してくれる企業さんをお願いをしてやっているわけでございます。

これは自慢ではないんですけれども、最近の統計を見ますと、私どもに来た約9割が就労についております。そのうちの7割は定着、定着というのは、私ども原則的におおむね3か月以上継続している者を定着と申し上げておりますけれども、定着しているといったような統計がございます。なおかつ、これは平成23年からモデル事業として3年間始めたんですが、数カ所でやったわけでございますけれども、この数カ所は全て再犯率が下がったと。先ほど土井先生から話がありまして、最近では犯罪が減っている、そのとおりでございまして、平成13年に一般刑法犯が285万人いたわけでございますけれども、昨年、平成28年の速報値でございまして、109万人、約38%減ったという実例がございます。少年は、もちろん少年化の影響もございまして少年の犯罪・非行も減っているわけでございますけれども、その減る率をもっと減ってもいいんじゃないかというふうに思うわけでございます。今言ったように、やはり就労の活用といいましょうか、就労を支援していくことによってそれが解決するのではなかろうかなというふうに考えているわけでございます。

先ほど言いました資料2-2のところ、私はこの矯正・更生保護の中の更生保護、それから雇用という面で今幾らか社会のためになっているのかなというふうなことを考えているわけでございますけれども、今回のひきこもりとか、それからニートといったようなことについては、以前ひきこもりであった、以前ニートであったという者の処遇は、何十人、何百人とやっていますけれども、現在ニートである者、それからひきこもりの者というものを処遇はしてございませぬので経験不足でございます。ですから、どこまで役に立てるかわかりませんが、犯罪・非行者については幾らかの経験がございますので役に立てることがあればお役に立ちたいなというふうな考えでございます。ですから、私も勉強しながらここで発表していきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

困難な子供たちが通う高校なんかでも最近はアルバイトを逆に奨励してしまして、アルバイトできるぐらいだと生活できるというような、ちょっと昔は「アルバイトして」なんて言ったんですけど反対になってきまして、働いてもらおうみたいなふうになっていきますね。そ

ういったこととも話が関連する。

ちょっと予定の時間にはだんだん近づいてしまっているんですけど、ぜひオブザーバーの方々にもお話しいただきたいと思います。それぞれの部署からいただいていますので、建部委員からお願いします。

○建部委員 教育庁指導部の建部でございます。

私は以前、江東区と江戸川区の教育委員会のほうにも勤務しておりました。その際は学校教育における不登校の子供たちをどう学校復帰させるかということで、いわゆる適応指導教室という言い方をしますが、学習支援であるとかいろんな、宿泊行事を通して自己実現をしながら、学校復帰が本当に解決策かどうかという課題もありますけども、子供たちの自己実現を果たすということに関わっておりました。

その中で、数多くの不登校の子供たちといろいろな話をする機会がありました。その中で、一例ではございますけれども、ある中学生のお子さんが学校に通えなくなったときに、担任の先生はよくクラスの学級委員にプリントとか資料を渡して家に届けるようにと。ただ、「学級委員が来る日は我が家はつらいんです」とお母さんが、学級委員の子供、プリントを持ってくる子供というのは学校で一番活動している子供なんですね。その子が家に来て生き生きと学校の様子を話されることは、今度はお母さんが、なぜうちの子は一方で行けないのかという意識に陥り、この子が帰った後はお母さんがイライラし始める、その日はつらいと、でもそれは担任の先生には伝わっていない。このお話を聞いたときに、学校の先生方にこういうことをきちっとしたメッセージで伝えなきゃいけないなという意識になりました。

学校の教員というのは、小学校、中学校、高校と、学校生活のある意味成功者が教員になっていると。つまり、本当に不登校に追い込まれた子供たちが家庭の中でどんな感情を持ち、どういったところで支援を求めているかというのは、そういった当事者の声を聞かなければなかなかわからないということで、様々な教員研修の中ではこの事例を紹介させていただいております。

これは不登校に限らず、例えば夏、これからちょうどプールの時期になりますけれども、中学校に見にいくと10人ぐらいが見学しているんですね、プールサイドで。体育の先生はやる気がない生徒と、もうここにもやっぱり同じ構図が見てとれるかと思います。体育の先生というのは水泳ができてきた人間なんですね、でも泳げない子供たちからすると、中学校2年生ぐらいになると25メートル泳げない自分をみんなの前でさらけ出されることがつらい、

だから場合によっては見学につながっているというような見方をしていかなければ、子供たちの本当のニーズというんでしょうか、捉えられないだろうということです。

このひきこもりの問題のベースには、もしかしたら小学校、中学校の、先ほどから出ておりますけども、不登校が一つの要因となり、そこがその後のその子の生活にも影響しているとなったときに、私もオブザーバーの立場ではございますが、学校現場の視点から少しでも参考意見を申し上げることができればと思って参加をさせていただいております。今後ともよろしく願いいたします。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

本当に先生方が、どれほどできてしまうかは別としても、何か求める成功目標というのが子供たちにとってはかえってつらいというようなことがあるのかもしれないね。

それでは、続きまして小澤委員のほうからお願いしましょうか。

○小澤委員 よろしく申し上げます。

私どもが行っている支援というのは就業支援という形で、仕事をしようと思って行動に移せた時点からスタートするというような支援になっております。そういった意味では、もう働きたいとか稼ぎたいと、自立したいと思った時点ですので、元ニートとか元ひきこもりという方を中心ということになると思うんですが、やはりそういう方々にやる気を継続させながらチャレンジしていく、我々でも自分の仕事に疑問を感じたりやめなくなったりすることがあると思いますので、そういう意味では働くって簡単ではないので、やっぱりいいことばかりを言って就労、仮に就職できたとしてもきついことがあってやめてしまっはしょうがないというところがありますので、そういったことを意識しながら、継続を考えながら日々支援に当たっているというところです。

知るきっかけはどんな形でもいいと思うんです。我々、どうしてここに来たんですかという形で、大半の方が自分で働きたいからということなんですが、中には支援されている方に紹介されたとか、お父さんに言われた、お母さんに言われたと。最後までその状態だと結局厳しいことがあると続かないというところがありますので、あくまでも知るきっかけはどんな形でもいいんですが本人が、やる気になって取り組むというところを応援していかなければいけないんだなということを常に考えながら。

そういうことを考えていくと、ひきこもりとかニートというのは非常に支援が早い段階でもだめだし遅い段階でもだめなんだなというふうに思っていて、地域の方や支援の方と

お話ししたときに、やっぱりこのタイミングが一番良かったんだなというようなタイミングの見極めというか、このタイミングだったから多分その方は効果が出たんだなと、就職したんだなというように思う時もございます。ですので、そういった意味で、何か連携、連携という言葉ばかりになってしまいますが、やはり我々だけでは達成し得ないいろんな地域との関係を構築しながら支援に当たっていくと。これは何もニートやひきこもりだけではなくて、高齢者に対しても、それから女性に対しても、いろんところでそうなんです、若者のより配慮が必要だというふうにいわれている人たちについての支援については、やはりいろいろ連携しないといけないんだなというふうに思っております。

急激な変化で何かをさせようということではなく、それぞれの支援を連携させながら段階を踏みながら、外に出られるようにというふうになったら我々のツールも使いながら一緒になってやっていくということが必要なんだなというふうに思っております。

雇用情勢がかなり良くなってきておりますので、一人で就職活動をしてできる方はたくさん就職してっております。その中で、やはり行政の役割として、なかなか就労支援が難しい方々に、こういう時こそさらに力を発揮しなきゃいけないんだなというふうに思って今回も参加させていただいております。

また、我々のところで一番感じるのは、高校中退者ですとか大学中退者の方なんです、所属から切れてしまうと我々どこにも伝える術がなくて、こういう支援があるよとかこういうところに来てご覧というふうには言おうと思っても、結局その方もどこに聞いていいのかわからない、家に入ってしまうということになるとやっぱり途切れてしまうと。この途切れてしまったところで我々が幾らいろんなPRをしたとしても届かないというところがありますので、ぜひいろんな関係者の方と連携をとりながら、我々の就労支援についても幅広くいろんな方に届けていけたらなというふうに思っておりますので、専門の方々が入っていると議論する中では少しちょっと専門知識が疎いかもかもしれませんが、ぜひ一緒に取り組ませていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○古賀部会長 どうもありがとうございます。

タイミングの合う支援というのは海外の文献でも結構書かれていて、支援のタイミングは偶然やってくるという議論がいろいろあって、だから途切れずにということだと思いますね。

それでは、最後になるかと思いますが、藤井様のほうにお願いしましょう。

○藤井委員 警視庁の若者に対する相談支援の取り組みを、簡単にお話しさせていただきます。

警視庁では、20歳未満の少年の非行の防止や保護に関する相談を「少年相談」と位置付けておりまして、警察署や、あるいは都内8カ所に少年センターというところがございまして、そちらのほうで相談を受理しております。このうち警察署ではもちろん警察官が相談を受理しておりますけれども、一方、少年センターのほうは警察官のほかに心理学などの専門的知識を有します少年相談専門職員というのが、私もその一人でございまして、そういう専門職員がおりまして、心理的な問題が絡んだいろいろな複雑な相談事案にも対応しております。

それからまた、電話相談窓口として「ヤング・テレホン・コーナー」というのを設けております。これは、昨年10月から年中無休で24時間受け付けとなりました。困ったことがあればいつでも匿名で相談ができるということで、中には夜中、深夜に不安で眠れないとか、いろいろと将来のことが心配だとか、そういう訴えをしてくる若者、あるいは親御さんからの相談も受け付けております。

何しろ警察での相談ですので、一方ではストーカーとかDVとか虐待とか、そういう人身の安全にかかわるような相談につきましては、もう安全確保第一ということで早急に事件だとか警告とか子供の一時保護とかそういう措置を講じておりますけれども、その一方で、ひきこもりに代表されるようなお子さんについての立ち直り支援については結構時間をかけて粘り強い関わりをしております。私たち少年相談専門職員によるカウンセリングはもとより、例えばいじめられて学校に行けなくなってしまったとかということであれば、大学生、大学院生によるボランティアによる学習支援を行ったり、あるいは働く気はあるんだけど、どうしていいかわからないというような子がいましたら、わかものハローワークとも連携しましてそちらのほうに一緒に行って、足を運んで、仕事探しというよりも仕事に対する基本的な取り組み姿勢からいろいろとカウンセリングを、そこのハローワークの方と話し合いながら態度を形成していく。そういうことでボランティアや関係機関とも連携しながら幅広く支援活動を行っているということでございます。

警視庁は以上です。

○古賀部会長 だんだんの部署も広い範囲を守備範囲にしておられて、いろいろやっておられて大変ですね。

ということで、当面のスケジュールというのが次第の6になっていきますので、これは非常に重要ですので、事務局からこのご説明をお願いいたします。

○青少年課長　ご説明させていただきます。資料の3をご覧ください。

本日、第1回の専門部会、5月30日ということで、少し早目の始まりでございましたがお願いしたところでございます。次回は第2回専門部会を8月下旬頃と考えております。第3回が10月頃、第4回が12月頃、第5回が30年の2月頃というふうに、大体2カ月おきぐらいを考えてございます。それぞれの会に外部の有識者をお呼びしたり、またこちらの委員の方々から、本日も非常に詳細なお話をいただきましたが、さらに詳しいお話をいただいたりするような機会を設けながら、その回ごとに内容が深まる検討会にしたいと思っております。

先ほども説明しましたが、平成30年の夏頃を目途に一定のご報告を最後、総会にするという予定を考えてございます。ぜひご協力ください。よろしく申し上げます。

○古賀部会長　ということで、かなり長期的のスパンでお話し合いさせていただきますので、ぜひ相互に情報交換しながら、この会議を通しながらお互いの理解を深めて最後の答申に持っていきたいと思っておりますので、ぜひご協力いただければと思っております。

ちょっと時間を超過してしまいましたけど、同時に大変勉強に、既に勉強になってしまいましたので、このお話を受けて今日の第1回の専門部会は閉会とさせていただきます。

本当に長い時間、ありがとうございました。また今後もよろしく願いいたします。